

# 平成 30 年度八戸圏域海外販路拡大支援事業補助金のご案内

市では、**圏域内**企業の海外市場での取引拡大を通じて地域経済の活性化を図るため、海外での販路拡大を目指す取組に対して、必要な経費の一部を補助します。

- ◆**交付対象者**◆（すべてを満たすこと） ※圏域内町村（三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町）
- ・参加型事業については**圏域内に本社のある中小企業・個人**（中小企業基本法第2条第1項各号に掲げるもの）
  - ・既に海外販路の開拓に着手しているもの（海外との取引又はセミナーや商談会への参加等）
  - ・平成 27～29 年度の市町村税等を滞納していないもの
  - ・暴力団関係者でないもの
  - ・過去 1 年以内に、罰金刑以上の刑に処されていないもの

## ◆対象事業等◆

対象事業	参加型事業		主催型事業	
	第三者が開催する海外での商談会・見本市への出展	第三者が開催する海外の店舗等での販売促進・プロモーションへの参加	企業を対象とし、 <b>海外取引の成立を目的とした国内外</b> での商談会・見本市への合同出展等の実施	企業を対象とした海外の店舗等での販売促進・プロモーション等の開催
事業期間	平成 30 年度内に終了する事業			
対象経費	(1)会場借上費 (2)会場設営費 (3)通訳費 (4)渡航費・宿泊費（※1） (5)輸送費 (6)機械器具借上費 (7)光熱水費 (8)翻訳費 (9)印刷費		(10)広告宣伝費 (11)車両借上費	
	(10)原産地証明・各種検査の取得に関わる申請・出願手数料		(12)委託費（※2） <b>(13)企画料</b>	
補助率	1/2 以内の額		1/2 以内の額	
限度額	50 万円		100 万円	

- ※1 渡航費は1補助事業者につき1人のみとし、ビジネスクラス等の上級運賃、グリーン車等の特別車両運賃は対象外とする。宿泊費は、商談会・見本市・店舗等での販売促進活動等の開催日数（会場設営等の準備に要する日数は1日を上限とする。）に1を加えた日数を上限とする。
- ※2 委託費は委託費を除いた経費総額の2分の1を上限とする。

## ◆留意事項◆

- ・国、他の地方公共団体、公益法人、その他の法人・団体等から他の補助金又は助成金等を受給して実施する事業は対象になりません。
- ・**直近3カ年において同一国で継続的に実施している事業は、対象になりません。**ただし、対象年度において新規性や拡大性が認められる場合はこの限りではありません。
- ・申請回数は、1年度につき1回までです。

## ◆申請方法等◆

- ・随時受付しますので、事業着手前に交付申請書及び事業計画書等を提出してください。
- ・**交付決定前に着手した事業は対象になりませんので、ご注意ください。**
- ・申請された内容を市で審査し、結果を申請者に通知します。
- ・補助金は、実績報告の審査による額の確定後に、請求に基づき一括して交付します。

申請様式は、下記問い合わせ先または八戸市ホームページからお取り寄せください)

▷八戸市ホームページ：トップ <産業・ビジネス <海外販路<平成 30 年度海外販路拡大支援事業補助金

問い合わせ先 ※各所在地の担当窓口にお問い合わせください。

八戸市 商工課	電話：0178-43-9244	E-mail：shoko@city.hachinohe.aomori.jp
三戸町 まちづくり推進課	電話：0179-20-1117	E-mail：kankou@town.sannohe.lg.jp
五戸町 総合政策課	電話：0178-62-7953	E-mail：sougouseisaku@town.gonohe.aomori.jp
田子町 産業振興課	電話：0179-20-7114	E-mail：takko0402a@town.takko.lg.jp
南部町 商工観光交流課	電話：0178-84-2119	E-mail：noson@town.aomori-nanbu.lg.jp
階上町 産業振興課	電話：0178-88-2875	E-mail：hashikami01@town.hashikami.lg.jp
新郷村 総務課	電話：0178-78-2111	E-mail：kikaku@vill.shingo.lg.jp
おいらせ町 商工観光課	電話：0178-56-4703	E-mail：shokan@town.oirase.aomori.jp